

1 医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言（案）

2
3
4

5 1. はじめに

6

7 医師の臨床研修については、平成12年の医師法(昭和2
8 ~~3年法律第201号~~)の一部改正により、平成16年4月よ
9 り新たな臨床研修制度が開始され、昭和43年のインター
10 ン制度廃止以来36年ぶりに抜本的な改革が行われることとな
11 った。すなわち、診療に従事しようとするすべての医師は、
12 臨床研修を受けなければならない（必修化）こととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、
13 適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プラ
14 イマリ・ケアを中心幅広く医師として必要な診療能力を効
15 果的に身に付けることができるものとすることとされた。平
16 成18年3月には新たな臨床研修制度の下での最初の研修修
17 了者が生まれようとしているところである。

19

20 医師の臨床研修の修了に関しては、研修管理委員会が、研
21 修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行
22 い、単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者
23 （以下「管理者」という。）に対し、当該研修医の評価を報告しなければならないこととなっている。そして、管理者は研
24 修管理委員会の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、臨床研修
25 修了証を交付しなければならないこととなっている。

26 また、研修の中止については、管理者が研修管理委員会の
27 励告または本人の申し出に基づき判断を行うこととなる。

28 本提言においては、研修管理委員会による研修医の評価及び